

盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画の見直しについて

平成18年2月20日
市長公室

1 見直しの趣旨

玉山村との合併に伴い、これまでの市の「行財政構造改革の方針及び実施計画」と旧玉山村の「行財政構造改革プログラム」との一体化を図るため見直しをするものである。

2 これまでの経過

- 平成17年8月～12月 両市村事務担当協議
平成18年1月20日 行財政構造改革推進本部幹事会
平成18年1月24日 行財政構造改革推進本部
平成18年1月30日 盛岡市行財政構造改革推進会議
平成18年2月13日 第1回盛岡市玉山区地域協議会

3 説明資料

- (1) 盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画の見直し概要 ······ 資料1
(2) 盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画 ······ 資料2
(3) 盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画（別紙） ······ 資料3
(4) 玉山村行財政構造改革プログラム実施計画改革プラン及び市の状況と対応 ··· 資料4

盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画の見直し概要

(平成18年2月見直し)

○ 「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」本編

☆ 盛岡市行財政構造改革の概念図（P1）

「行政基盤の整備」に「☆行政評価システムによる市政のマネジメント」を加える。

2 改革が目指すもの（P7）

「(1)元気なまち盛岡」「①安定的かつ機動的な行財政運営体制」の文中に、「玉山村との合併後において、さらなる行財政運営の効率化と行政基盤の強化を図ります。」を加える。

4 改革の推進体制等（P9）

「⑨ 18年度上半期において、職員が玉山区に向いて本方針及び実施計画を市民に説明するとともに、意見交換をし、提言を受けることとします。」を加える。

5 改革の取組み（P10）

・ 改革の取組項目として「(1)行政評価システムによる市政のマネジメント」を新たに加える。（P10）

※以下の項目を繰り下げる。(取組項目を12項目とする)

・ (3)出資法人の見直し（P13）

旧玉山村から引き継いだ3法人（株岩手銀行、株東北銀行、株アイビーシー岩手放送）の出資の引揚げを行う。

（18年度引揚げ、1億2千万円程度）

・ (4)歳入の確保と市債の抑制（P14）

徴収対策等の強化による市税等の収納率の向上策である口座振替について、口座振替率の目標を「18年度34%（一般・特別会計税外を含む）」と新規に設定する。

使用料・手数料の適正化における総点検・見直しの実施時期「16年度」を「18年度」とする。

未利用市有地・保留地の処分目標額「約15億円を」を「約25億円」とする。

・ (5)事務事業、補助金・負担金の見直し（P15）

改革の方向性中、「行政評価については、評価結果の公表、第三者評価の実施により精度向上を図る。」を「行政評価システムの活用により、事務事業の見直しや重点化・改革改善を図る。」に改める。「また、補助金の客観性、公平性、透明性を高めるため、第三者評価を実施する。」を加える。

・ (8) 定員と職員給与等勤務条件の見直し (P19)

平成16年度から20年度までの5年間の職員定員の削減数「120人」を「140人」とする。

平成18年度までの職員定員の削減数「70人(現行定員3%)程度」を「85人(15年度定員(旧玉山村職員数を除く。)の3.5%程度」とする。

第3次定員適正化計画策定は「17年度」を「18年度」とする。

・ (9) 人材育成の推進

平成17年8月に設置された「人事システム検討委員会」を取組日程に加える。

○ 「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」別紙4 公共施設の今後の管理運営の方向性 P19～P26

(1) 玉山区の施設の方向性について、協議結果に基づき4区分に整理し、それぞれ追加する。(P19～P26)

(2) 直営で管理の渋民文化会館、好摩体育館、渋民勤労者研修センター、玉山健康増進センター、玉山生活改善センター、就業改善センターについて、平成17年度及び18年度に「管理運営体制の課題の整理・検討、指定管理者制移行の可否・方針の検討」を、18年度に「方針決定」をそれぞれ加える。(P21)

(3) 応募がなかった等の理由で指定管理者を指定できなかった施設について、19年度指定に向けての取組日程を加える。(牧野、岩手公園、都南体育館) (P23)

(4) 飯岡、乙部地区の公共施設について、隣接施設との管理一体化の検討・決定を平成18年度の取組日程に加える。(公民館、体育館、農業構造改善センターの一体化) (P23)

(5) 都南サイクリングターミナルの管理については、平成17年5月「譲渡民営化」から「指定管理者制」に方針変更しているので関係箇所を修正する。(P25)

(6) 大ヶ生ふるさと学習センターの管理方法については、巻堀小学校と姫神小学校の統合後の廃止施設(姫神小)の活用とあわせて検討する必要があることから、「地元への譲渡又は貸付について協議のうえ方針決定」を平成18年度に延期する。なお、平成18年度は、指定管理者制により管理運営を行う。(P26)